

立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 25 日

提出者 立川市教育委員会

教育長 飯 田 芳 男

理由

令和 8 年 1 月に更改する施設予約システムにより、利用者登録の手続き等運用の一部を変更するとともに、利用者 ID に有効期限を設定し、個人のシステム登録及び当日予約を可能とする。また、仕様に合わせ、様式を削除、変更するため。

立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則

立川市地域学習館条例施行規則（平成19年立川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者登録)</p> <p>第1条の2 地域学習館の施設を使用しようとする者 <u>(以下「申請者」という。)</u> は、あらかじめ施設予約システム (以下「システム」という。) により、利用者登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、<u>登録内容を審査し、利用者登録をしたときは、施設予約システム利用者登録通知書（第1号様式）</u>を交付する。</p> <p>3 <u>前項の規定による登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第1項の規定による利用者登録の申請を行った日から3年後の同日の属する月の末日までとする。</u></p> <p>4 <u>申請者は、有効期間満了後も引き続いて利用者登録を受けたいときは、その満了前に、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によって届け出なければならない。</u></p> <p>5 <u>申請者は、第2項の規定により利用者登録を受けた事項に変更があったとき又は利用者登録を終了しようとするときは、施設予約システム利用者登録変更・終了届出書（第2号様式）により届け出なければならない。</u></p> <p>6 <u>第3項の規定にかかわらず、前項の規定により利用者登録の変更の</u></p>	<p>(利用者登録)</p> <p>第1条の2 地域学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設予約システム利用者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により、利用者登録を受けなければならない。<u>ただし、個人の使用に係るもの</u>を除く。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、<u>登録申請書を審査し、利用者登録をしたときは、施設予約システム利用者登録済書（第2号様式）</u>を交付する。</p>

届出を行ったときの有効期間は、当該変更の届出を行った日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条の規定により、申請者は、地域学習館の施設を使用しようとするときは、システムにより申請しなければならない。この場合において、第7条第1項各号に掲げる団体（以下「社会教育関係団体等」という。）にあっては、システムの抽選の方法により申請することができる。

2 前項の規定による申請の期間は、特に必要があると認めたときを除き、別表第1に定めるとおりとする。

3 第6条本文に規定する使用回数を超えて使用しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、使用日前1月の属する月の初日から使用日の7日前までに地域学習館特例使用申請書（第3号様式）により申請しなければならない。

(使用の承認)

第3条 前条の規定による使用の申請を承認したときは、施設使用承認

(団体使用の申請)

第2条 条例第5条の規定により、地域学習館を使用しようとする団体は、使用申請前に施設予約システム（以下「システム」という。）により予約し、施設使用申請書（第3号様式）により申請しなければならない。この場合において、第7条第1項各号に掲げる団体（以下「社会教育関係団体等」という。）にあっては、システムの抽選の方法により予約することができる。

2 前項の規定による予約及び申請の期間は、特に必要があると認めたときを除き、別表第1に定めるとおりとする。

3 使用に当たって支障がないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、施設等を使用しようとする日（以下「使用日」という。）に使用の申請をすることができる。

4 同一の内容で引き続いて2日以上の使用を申請するときは、第2項の規定にかかわらず、その使用日の初日をもって使用日とみなす。

5 第6条本文に規定する使用回数を超えて使用しようとする団体は、第1項の規定にかかわらず、使用日前1月の属する月の初日から使用日の前日までに地域学習館使用申請書（第4号様式）により申請しなければならない。

(個人使用の申請)

第2条の2 条例第5条の規定により、施設等を使用しようとする個人は、使用日前1月の属する月の初日から使用日の前日までに地域学習館使用申請書により使用の申請をしなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、個人の申請について準用する。

(使用の承認)

第3条 第2条及び前条の規定による使用の申請を承認したときは、施

書（第4号様式）を当該使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）に交付する。

2 前項の規定による使用の承認は、使用申請のあった施設等ごとに抽選による場合を除いて、当該申請のあった順序による。

（使用料の減免）

第7条 ……略……

2 申請者が使用料の減免を受けようとするときは、使用の申請と同時に施設使用料減免申請書（第5号様式）により申請しなければならない。ただし、社会教育関係団体等にあっては、これを省略することができる。

（使用条件の変更等）

第8条 使用者が使用条件を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、速やかに申し出なければならない。

（使用料の還付）

第9条 ……略……

2 前項の規定により還付を受けようとするときは、地域学習館使用料還付申請書（第6号様式）により申請しなければならない。

（使用の制限）

第10条 条例第6条第4号に規定するその他不適当と認めたときとは、次の各号のいずれかに該当するものを使用の目的とするときをいう。

（1）～（4） ……略……

2 使用承認を受けた後、第8条の規定による変更の申出を行わず、使用日に使用を行わなかったとき又は承認された使用目的以外の目的で使用されたときは、その使用日以降の使用について制限を加え、又は

設使用承認書（第5号様式）を使用者に交付する。

2 前項の規定による使用の承認は、使用申請のあった施設等ごとに抽選による場合を除いて、予約のあった順序による。ただし、附属設備及び物品並びに個人の申請が同時のときは、協議又は抽選により定める。

（使用料の減免）

第7条 ……略……

2 申請者が使用料の減免を受けようとするときは、使用の申請と同時に施設使用料減免申請書（第6号様式）により申請しなければならない。ただし、社会教育関係団体等にあっては、これを省略することができる。

（使用条件の変更等）

第8条 第3条の規定により施設等の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が使用条件を変更し、又は使用を取り消そうとするときは、速やかに申し出なければならない。

（使用料の還付）

第9条 ……略……

2 前項の規定により還付を受けようとするときは、地域学習館使用料還付申請書（第7号様式）により申請しなければならない。

（使用の制限）

第10条 条例第6条第4号に規定するその他不適当と認めたときとは、次の各号のいずれかに該当するものを使用の目的とするときをいう。

（1）～（4） ……略……

2 使用承認を受けた後、第8条の規定による変更の届出を行わず、使用日に使用を行わなかったとき又は承認された使用目的以外の目的で使用されたときは、その使用日以降の使用について制限を加え、又は

使用を拒否することができる。

(販売、寄附行為等の禁止)

第11条 使用者は、事前に承認を受けた場合を除き、地域学習館において販売又は金品の寄附募集の行為を行ってはならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第2条関係)

区分		申請の期間
社会教育関係団体等	システムの抽選によるもの	使用日前4月の属する月の20日から26日まで
	システムの抽選によらないもの	使用日前3月の属する月の初日から使用日まで
個人		使用日前1月の属する月の初日から使用日まで
その他		使用日前2月の属する月の初日から使用日まで

使用を拒否することができる。

(販売、寄附行為等の禁止)

第11条 使用者は、使用申請のときに承認を受けたもの以外は、地域学習館において販売又は金品の寄附募集の行為を行ってはならない。

別表第1 (第2条関係)

区分		予約の期間	申請の期間
社会教育関係団体等	システムの抽選によるもの	使用日前4月の属する月の20日から26日まで	使用日前4月の属する月の27日から起算して15日以内
	システムの抽選によらないもの	使用日前3月の属する月の初日から使用日の前日まで	予約をした日（以下「予約日」という。）から起算して15日以内。ただし、使用日前14日から使用日前日までに予約したときは、使用日まで
その他		使用日前2月の属する月の初日から使用日の前日まで	予約日から起算して15日以内。ただし、使用日前14日から使用日前日まで

		でに予約したときは、使用日まで
--	--	-----------------

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この規則による改正後の立川市地域学習館条例施行規則（以下「新規則」という。）第1条の2第3項の規定にかかわらず、令和7年11月16日以前にこの規則による改正前の立川市地域学習館条例施行規則第1条の2の規定により利用者登録をした者に係る有効期間は、令和9年3月31日までとする。
- 3 新規則の規定にかかわらず、令和8年4月30日までの施設の使用に係る登録、申請、承認等については、なお従前の例による。

第1号様式（第1条の2関係）

施設予約システム利用者登録通知書

年 月 日

様

立川市長

次のとおり、立川市施設予約システムの利用者として登録しましたので通知します。

1 利用者ID等

利用者ID (登録番号)	
パスワード	

2 登録年月日 年 月 日

3 パスワードについて

本通知書のパスワードは仮パスワードです。必ず本人によるパスワードの変更を行ってください。

受付	入力	回議

(No.)

施設予約システム利用者登録変更・終了届

年 月 日

※は必ず記入してください。それ以外の欄は、変更箇所を記入してください。

記載項目		記載欄		
利用者ID番号 ※		他の登録の有無※	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (スポーツ施設)
届出内容 ※		変更	・	終了
団体	ふりがな			
	名称			
	利用内容・種目			
	主な活動場所			
	地域区分	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外	
代表者	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号			
連絡担当者	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号			

施設管理者記入欄

以下は施設管理者の記入欄です。何も記入しないでください。

受付施設			登録年月日	年 月 日
使用可能施設	<input type="checkbox"/> 地域学習館 <input type="checkbox"/> 女性総合センター <input type="checkbox"/> 子ども未来センター <input type="checkbox"/> 市民会館			
<u>団体区分</u>	<input type="checkbox"/> 減免団体（柴崎） <input type="checkbox"/> 減免団体（砂川） <input type="checkbox"/> 減免団体（西砂） <input type="checkbox"/> 減免団体（高松） <input type="checkbox"/> 減免団体（錦） <input type="checkbox"/> 減免団体（幸） <input type="checkbox"/> 女性総合センター登録団体 <input type="checkbox"/> 子ども未来センター優先団体 <input type="checkbox"/> 一般団体（市内） <input type="checkbox"/> 一般団体（市外） <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 立川市役所・市立小中学校 <input type="checkbox"/> その他（ ） 			
地域区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外			
減免	施設名	減免理由	備考	
本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 資格確認書（保険証） <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体登録証 <input type="checkbox"/> 女性総合センター団体登録証 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
備考				

受付者	係	係長	センター長

地域学習館特例使用申請書

使用の日時	・ ・ (曜日) 午前・午後・夜間 時から 時まで			
使用の目的 (具体的に記入してください。)			使用予定人	員 人
申請理由				
使用する施設等 (○で囲む)	柴崎学習館	砂川学習館	西砂学習館	高松学習館
	講 堂(ホール)	第1教室		第2教室
	会議室	和室(第1和室)		第2和室
	視聴覚室(第1視聴覚室)	第2視聴覚室		健康サロン
	実習室(第1実習室)	第2実習室		練習室
	調理室	作業室		和洋室
使用する備品				
入場料の会費等徴収の有無	徴収しない	・ 徴収する(1人	円。 ただし	として)
使用者区分	社会教育関係団体・市内の官公署・市内の福祉団体・市内の公共的団体・会社又は団体・その他			
使用料金	免 除	団体登録証番号 第 号	使用料 (規定料金の	円 割増・減)
地域学習館の使用承認を受けたいので、上記のとおり申請いたします。 なお、使用に際しては、立川市地域学習館条例及び立川市地域学習館条例施行規則並びに承認の条件を遵守します。				
年 月 日				
申請団体名	利用者ID番号			
申請団体所在地	〒			
使用責任者氏名				
手続きに来た方の氏名・同上				
(使用責任者と手続きに来た方が同じときは、「同上」を○で囲んでください。)				
立川市教育委員会教育長 殿				

施設使用承認書

申請番号				年 月 日	
申請者					
氏名又は団体の名称					
代表者 氏名					
立川市教育委員会教育長					
の利用を、次のとおり許可します。					
催事区分					
催事詳細					
利用内容					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料（最高額）				加算額	
公益 / 収益				減額	
				利用料	

第5号様式（第7条関係）

施設使用料減免申請書

立川市教育委員会教育長 殿

年 月 日

利用者ID番号

団体名

住所

代表者名

印

電話番号

※法人格を有しない団体は、代表者の自署により押印
を省略することができます。

公共施設の使用料について、減免を受けたいので次のとおり申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時			
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

地域学習館使用料還付申請書

年 月 日

立川市長 殿

 個人利用 団体利用

利用者ID番号

団体名

住所

氏名

印

電話番号

※個人又は法人格を有しない団体は、自署により押印を省略することができます。

地域学習館施設の既納使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

受付番号										
承認を受けた施設										
施設内の場所・利用備品名称										
利用目的(行事名称)										
利用日時	年 月 日 : ~ :									
申請理由	<input type="checkbox"/> 使用前に災害により使用できなくなった。 <input type="checkbox"/> 施設の都合により使用できなくなった。 <input type="checkbox"/> 使用中に災害により使用時間の2分の1以上使用できなくなった。									
使用料既納	納付年月日	年 月 日								
	既納金額	基本使用料			円	備品等使用料			円	
還付申請額								円		
振込先	口座名義 (カタカナ)	* カタカナで記入してください								
	住 所	〒	□	□	□	-	□	□	□	
	金融機関名	銀行・信託銀行・労働金庫・農協 信用金庫・信用組合・()						支店		
	金融コード	□	□	□	□	支店コード	□	□	預金種別	普通預金・当座預金
	口座番号	□	□	□	□	□	□	□		
※ 申請者と口座名義人が異なりますが、この口座に振り込んでください。 申請者 印										

◆ 注意事項

1. 学習館施設使用承認書及び領収書(レシート)を添付してください。
2. 申請者と口座名義人が異なる場合は必ず※の欄に署名押印をお願いいたします。